

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3295号)

令和8年1月14日

横 情 審 答 申 第 3295 号

令 和 8 年 1 月 14 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年8月26日旭税第328号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「令和6年度 特定文書番号1の事前協議に係る資料全て」の保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「令和6年度 特定文書番号1の事前協議に係る資料全て」の保有個人情報を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和6年7月1日付で行った上記1記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第60条第1項に規定する保有個人情報が存在しないため不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本件保有個人情報開示請求に係る保有個人情報は、令和6年6月14日特定文書番号1「令和6年5月15日特定文書番号2による保有個人情報不開示決定に対する審査請求の諮詢及び弁明書に対する反論書の提出依頼について」（以下「本件起案文書」という。）の決裁後に既に廃棄済みであり、保有していないため、不開示とした。
- (2) 本件起案文書の作成に当たっては、市民局市民情報課が作成しているマニュアルに基づいて、文書作成等の作業を行っている。作業に当たって疑義や確認事項が生じた際は、開示決定等に係る審査請求の事務を所管している市民情報課とやり取りを行い、事務手続を進めている。本件審査請求を受けて、改めて事前協議に係るメモや電子メールも含めて追加で特定できる文書がないかを確認したところ、本件起案文書に係る弁明書の作成のために市民局市民情報課と電子メールでやり取りをした事実があった。しかし、当該電子メールは諮詢手続中の途中段階のものであるため、決裁後は不要となり、開示請求日時点では廃棄済みであり、保有していないため、不開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見

は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 事前協議資料もなく令和6年度特定文書番号1を発出したのかについて精査を願う。
- (3) 特定文書番号3弁明書2(2)において「本件審査請求を受けて、改めて事前協議に係るメモや電子メールも含めて確認したところ、市民情報課と電子メールでやり取りをした事実があったが、開示請求日時点では廃棄済みのため保有していない」との主張であるが、全て廃棄してしまったのか改めて精査を願う。
- (4) 本件処分は不当である。

5 審査会の判断

- (1) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、開示請求書の記載から、令和6年度特定文書番号1の事前協議に係る資料全てと解される。

- (2) 本件保有個人情報の不存在について

ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件起案文書に係る弁明書の作成のために電子メールを用いて市民局市民情報課とやり取りを行っており、本件起案文書が決裁される前の段階においては、市民局市民情報課とやり取りをした電子メール（以下「市民情報課とのメール」という。）が存在していた。しかし、市民情報課とのメールは、保存期間が1年未満の行政文書として、本件起案文書の決裁後、本人宛文書の送付を経て、令和6年6月17日以降に廃棄している。よって、開示請求日時点では廃棄済みであり、保有していない。

(イ) そのほか、対象となる保有個人情報は存在しない。

イ 実施機関は、開示請求日時点において、市民情報課とのメールは、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号。以下「規則」という。）第10条第4項に基づき制定する行政文書分類表（共通）に例示されている「1 庶務」「1 総括」「庶務関係書類」「6 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、1年以上の保存を要しないと判断した文書（局区内部の軽易な検討文書を含む）」に該当するものとして、保存期間を1年未満としていた。保存期間が1年未満の行政文書の廃棄については、事務処理上不要となった時点で行うことが、規則第13条第2項に定められている。

そのため、市民情報課とのメールは、本件起案文書の決裁後、本人宛文書の送付を経て、令和6年6月17日以降に速やかに廃棄したものと認められ、開示請求日時点では廃棄済みであるという実施機関の説明は、規則に整合するものであり、是認できるものである。

また、その余の実施機関の説明に不自然、不合理な点は見当たらない。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件保有個人情報を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

(第四部会)

委員 板垣勝彦、委員 飯島奈津子、委員 山本窓亜

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 6 年 8 月 26 日	・実施機関から諮詢書及び弁明書の写しを受理
令 和 6 年 10 月 2 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令 和 7 年 11 月 13 日 (第48回第四部会)	・審議
令 和 7 年 12 月 4 日 (第49回第四部会)	・審議